

令和5年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づく監視指導の結果

令和5年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づき実施した監視指導について、次のとおり結果を取りまとめました。

1. 監視指導の実施内容

(1) 共通監視指導事項

目標監視件数を業種別に分類し、立入検査を実施しました。監視件数実績は別表のとおりです。目標監視件数の合計 985 件は達成しましたが、業種別の監視件数実績においては、令和5年度より取組みを開始した浴槽水等のレジオネラ属菌等検査事業をはじめ、法改正に伴う本市条例等改正及び事業者への周知、手続きのオンライン化、各種調査等への対応があったことから、クリーニング所、興行場、旅館業の業種は、目標監視件数について未達成となりました。なお、特に衛生上の改善が必要な施設に対する行政処分（改善命令、営業停止命令等）及び告発を行った事例はありませんでした。

(2) 重点監視指導事項

①公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染症防止対策

公衆浴場及び旅館業の入浴施設等について、浴室・浴槽・シャワー・循環ろ過器等の衛生管理状況について監視指導を行うとともに、浴槽水等について水質検査を実施しました（詳細は以下の枠内をご確認ください）。水質検査において不適のあった2施設については、原因の究明、浴槽及び配管の洗浄等について改善指導を実施しました。また、改善指導後の事業者による自主検査において、基準値内となっていることを確認しています。

許可対象外の病院については、医療法を担当する職員と連携して、同法に基づく立入検査の際に 17 施設へ立入し、浴室・浴槽・シャワー・貯湯槽等の衛生管理状況について確認しました。

<那覇市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査事業について>

那覇市では、令和5年度より、市内の公衆浴場や旅館業の入浴施設等における衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生防止を徹底するため、浴槽水の行政検査を実施することとしました。

令和5年度は、スポーツクラブ等の浴槽を有する公衆浴場のほか、保健所による実態調査や書面によるアンケート調査により大浴場等を備えていることが確認できた旅館業を対象に検査を実施しました。（表1）

水質検査について、不適のあった施設については、原因の究明、浴槽及び配管の洗浄等について改善指導を実施しました。また、改善指導後の、事業者による自主検査において、全ての施設で基準値内となっていることを確認しています。

なお、本市では、浴槽水の水質の基準を「那覇市公衆浴場法施行細則第7条第2項」及び「那覇市旅館業法施行細則第7条第2項」で定めています。（表2）

表1 レジオネラ属菌等検査件数

業 種	検査施設数	検体数	不適検体数	項目別不適検体数（延べ数）			
				濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	レジオネラ属菌
公衆浴場	13	18	1	-	-	-	1
旅館業	8	14	2	-	-	2	-

表2 浴槽水の水質の基準

	検査項目	基準
1	濁度	5 度以下
2	全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素：8mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L
3	大腸菌群	1 個/mL 以下
4	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL 未満)

＜レジオネラ症とは＞

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（細かい水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。レジオネラ属菌は土壌中や池、沼、水たまりなどの環境中においてどこにでもいる常在菌です。エアロゾルを発生しやすい循環式浴槽や打たせ湯等を備える国内各地の入浴施設において感染した例が度々報告されており、死亡事例に至ることもあります。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、幼児や高齢者など抵抗力の弱い方が感染しやすく、本市でも毎年数人の患者が発生しています。令和5年度は医療機関から2人のレジオネラ症患者の発生届がありました。なお、市内の入浴施設等に起因するレジオネラ症患者の発生届はありませんでした。

②宿泊施設への監視指導

旅館業法に基づく許可施設については、新規申請、変更届等にかかる立入検査、苦情のあった施設への立入調査等において監視指導を実施したほか、住宅宿泊事業の無届疑い施設については旅館業法違反扱いとなるため、旅館業法に基づく監視として実施し、計 551 施設の監視指導を実施しました。

また、令和5年12月の旅館業法改正により「営業者が宿泊者に対して感染防止対策への協力を求めることができること」、「営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直し」、「営業者

がみだりに宿泊を拒むことの禁止等」及び「事業譲渡による営業者の地位の承継に関する承認手続きの整備」等の内容が規定されたことを受け、全施設へ文書による周知をしました。

住宅宿泊事業法に基づく届出施設については、新規届出施設の立入調査、住宅入口に掲示が必要な標識についての調査等において、計 365 施設の監視指導を実施しました。

また、住宅宿泊事業法に基づく届出施設において、那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に違反している施設は確認できませんでした。

③理容所及び美容所への監視指導

理容所については、新規届出や変更届にかかる立入検査、管理理容師を設置する理容所における理容師の従事状況の確認及び施設の衛生管理状況にかかる調査において、計 22 施設の監視指導を実施しました。

美容所については、新規届出や変更届にかかる立入検査、苦情のあった施設への立入調査、営業が継続されているかの実態調査において、計 757 施設の監視指導を実施しました。実態の確認できない施設に対しては、廃止届等の必要な手続きをするよう、文書にて指導しました。

美容所の無届による営業の疑いについて通報が 3 件あり、調査したところ、うち 2 件は美容師法に基づく届出は不要であることが判明しましたが、美容師法の順守について指導しました。他 1 件については無届による営業が確認されたため、速やかに中止するよう書面にて指導しました。

④旅館業等におけるトコジラミ等衛生害虫由来の健康被害対策

旅館業施設における衛生害虫に関する発生疑い事案が 1 件あり、直ちに事業者に対し、事実確認及び衛生害虫に関する調査の実施を指導しましたが、当該施設を原因とする衛生害虫の発生は確認されませんでした。

令和 5 年 12 月の旅館業法改正にかかる通知とともに、トコジラミに対する注意喚起の資料を旅館業全施設に送付しました。また、トコジラミの対策等について、沖縄県ペストコントロール協会と意見交換を実施しました。

⑤簡易専用水道設置者への指導

水道法で毎年 1 回以上受けることが定められた、施設の管理状態や書類に関する検査において、受水槽の清掃未実施等、不適事項があった施設の設置者や管理者に対して、改善指導を実施しました。複数年にわたり同じ不適事項があり指導を行っていた 1 施設について、立入検査を実施し、改善されていることを確認しました。

2. 違反を発見した場合の対応

美容所について、無届施設における美容所営業事案があり、速やかに中止するよう書面にて指導しました。また、旅館業法に基づく許可を取得せず旅館業を営んでいる疑いがある施設に対して関係者等への聞き取り調査及び現場調査等を実施しましたが、違反の事実はありませんでした。改善命令等の措置及び告発等を行った事例はありませんでした。

3. 健康被害発生時の対応

旅館業施設における衛生害虫の発生疑いの通報を受け、直ちに事業者に対し、事実確認及び衛生害虫に関する調査の実施を指導しましたが、当該施設を原因とする衛生害虫の発生及び衛生害虫による健康被害は確認されませんでした。

改善命令等の措置や事件概要の公表を行った事例はありませんでした。

4. 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

(1) 環境衛生監視員等の資質の向上

衛生監視を行う職員（環境衛生監視員）の資質向上のため、以下の研修に出席しました。

研修名	研修内容
レジオネラ症対策を現場で学ぶ基本とスキル習得講座 (東京都：オフィス環監未来塾主催)	・公衆浴場等のレジオネラ対策の基礎（講義とワークショップ） ・公衆浴場等のレジオネラ対策の視点・解決策（講義とワークショップ） ・公衆浴場の施設見学（浴室・機械室等）ATP 検査法、シャワーの採水方法、衛生管理方法などの実践
令和 5 年度専用水道・簡易専用水道担当者研修会（オンライン：一般社団法人全国給水衛生検査協会主催）	・水道行政について ・専用水道の管理について ・簡易専用水道の管理について ・簡易専用水道の不適合事例について
令和 5 年度生活衛生関係技術担当者研修会（オンライン：厚生労働省主催）	・生活衛生行政の現状と課題について ・建築物衛生法について ・興行場における衛生的な環境確保のための研究について ・公衆浴場のレジオネラ対策を目的としたモノクロラミン消毒の解説、病院の冷却塔に起因したレジオネラ症集団発生事例について ・クリーニング業における衛生管理手法について ・トコジラミ等の衛生害虫の対策について
第 10 回保健所環境衛生監視員講座 (オンライン：一般財団法人日本環境衛生センター主催)	・レジオネラ研究班の取り組み ・宮崎県日向市温泉事故 ・広島県三原市温泉事故 ・病院レジオネラ症防止対策指針 ・レジオネラ症対策とDX ・振り返り（自治体間交流）

環監未来塾第 21 回「レジオネラ感染事例と感染源特定 SBT 法」 (オンライン：オフィス環監未来塾主催)	・国内のレジオネラ症の現状 ・レジオネラ検査について ・レジオネラ遺伝子型別について ・神戸市におけるレジオネラ症発生事例について
2023 年度 水質担当者研修会 (浦添市：一般社団法人沖縄県環境科学センター主催)	・水道管理について 水道法施行規則及び告示法・通知法の変更について ・採水方法と採水時の注意点について

(2) 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

建築物清掃業従事者の指導者を対象に、下記の講習会において保健所より講師を計 2 名派遣して講義を行いました。

講習名	講義内容
建築物清掃業従事者研修指導者研修 (新規) (集合教育：受講者 25 名)	・清掃の目的 ・建築物衛生法と登録制度 ・登録制度における従事者研修の位置づけ
建築物清掃業従事者研修指導者研修 (再講習) (集合教育：受講者 12 名)	・建築物衛生法と登録制度 ・登録のための必要書類 ・立入検査結果と行政からの要望

衛生監視員（環境衛生監視員、食品衛生監視員、薬事監視員等の職員）及び関係職員を対象に、技術の研鑽及び技術向上のため開催される研究発表会において1名が発表し、県外研修等に出席した職員による伝達講習会において1名が講義を行いました。

講習等名	講義等内容
沖縄県衛生監視員研究発表会 (出席者：約 25 名)	生活衛生営業の実態調査について ・令和 3 年から実施した、理容所・美容所・クリーニング所の営業実態の調査の概要や考察等
沖縄県衛生監視員伝達講習会 (受講者：約 20 名)	レジオネラ症対策講座 ・那覇市における浴槽水等のレジオネラ属菌等行政検査の取り組み ・レジオネラ症対策講座の紹介

5. その他

(1) 調査・啓発事業

①温泉利用施設に関する実態調査

市内の温泉利用施設 4 施設について、実態を把握するため、温泉法第 34 条に基づき、温泉採取の実施状況や利用状況等について調査を行いました（令和 5 年 4 月から 5 月まで）。

②遊泳用プールの水質管理等実態調査

沖縄県からの依頼に基づき、市内の遊泳用プール施設（文部科学省の所管する学校用プールを除く）25 施設について、水質の管理状況等の調査を行いました（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）。

③専用水道の水質関連調査

沖縄県からの依頼に基づき、市内の専用水道設置者 3 施設について、施設や水質管理等の最近の状況を把握するため、調査を行いました（令和 5 年 5 月から 6 月まで）。

④入浴施設に関するアンケート調査

市内の公衆浴場及び旅館業について大浴場等の有無や大浴場を有する場合には、浴槽の数、循環式ろ過器の設置状況、原水の種類等の調査を行いました。大浴場等を有する施設については、その浴槽水等についてレジオネラ属菌等の水質検査を実施しました（令和 5 年 4 月から 6 月まで）。

（２）営業許可証及び開設検査確認済証書換規定の創設

本市規則改正前は、変更届等があり、営業許可証及び開設検査確認済証の記載内容に変更があった場合は、変更届写しの交付又は証明書発行の対応をしていました。令和 5 年 12 月の旅館業法等改正の際に、法改正に伴い必要な事項に加えて営業許可証及び開設検査確認済証の書換交付ができるよう本市規則における規定を改正しました。

（３）生活衛生関係手続きのオンライン化

本市ホームページ上に事前相談フォームを設けたことで、窓口での申請及び届出の前に、オンラインで施設基準等の事前相談、書類の記載内容及び添付書類の事前確認ができるようになり、窓口へ来所する回数が少なくなったことで、事業者の負担が軽減されました。

窓口予約をオンライン化し、担当職員が不在等の際も予約の対応が可能となりました。

遊泳用プールの水質管理等実態調査の回答もオンラインで可能となり、水質検査結果等の膨大な資料をデータとすることで、事業者の負担軽減、紙資料の削減となりました。

別表 令和5年度 業種別監視件数実績

	全施設数（件） （R5.3.31 現在）	目標監視件数 （件）	監視件数実績 （件）
理容所	284	20	22
美容所	1,014	70	757
クリーニング所	433	20	19
興行場	12	5	4
旅館業	694	670	551
公衆浴場	122	40	50
水道施設、その他 ※1	1,382	30	32
ビル管法関連 ※2	277	30	32
住宅宿泊事業法関連	367	100	365
合 計	4,585	985	1,832
※1 水道施設：1,355（うち医療施設：17件）、温泉施設：4件、遊泳用プール：23件 計 1,382件 ※2 特定建築物：192件、事業登録：85件 計 277件			